

「平成 23 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に係る政令・内閣府令（案）」等に対する意見・要望

平成 23 年 12 月 5 日
日本証券業協会

○ ライツ・オフリングに係る制度整備

・資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（案）

該当府令等	該当箇所	コメント
企業内容等の開示に関する内閣府令		<p>発行体との間でコミットメント契約を締結し、新株予約権を取得・権利行使した引受証券会社が、当該新株予約権を行使することにより取得した株券を市場外の相対取引で転売する行為は、原則「売出し」に該当するものの、当該株券の取得は原始取得であるため、(届出書・) 通知書・目論見書作成交付の手続きは不要と理解してよいか(金商法 4 条 1 項 3 号、開示府令 4 条 4 項 (3 号)、金商法 13 条 1 項、開示府令 11 条の 2 ハ)。</p> <p>なお、この理解で正しい場合、目論見書その他資料に係る虚偽記載の使用者責任(金商法 17 条)の対象は、「第 4 条第 1 項本文・・・の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しについて」であるところ、当該引受証券会社の売出しに係る株券は「第 4 条第 1 項本文・・・の規定の適用を受ける有価証券」にも「既に開示された有価証券」(金商法 13 条 1 項)にも該当しないため、文言上、その他資料の使用に係る使用者責任はかからないように読めるが、当該解釈で問題ないか。</p>
	第 11 条の 5 第 1 号	発行登録書の提出により法第 13 条第 1 項を準用する場合において、届出を行った日とは、発行登録追補書類を提出した日という理解でよいか。
	第 11 条の 5 第 2 号、第 3 号	<p>第 2 号及び第 3 号について、日刊新聞紙への記載は以下の通りで差し支えないか。</p> <p>第 2 号： 「http://info.edinet-fsa.go.jp/」</p> <p>第 3 号： 「**株式会社 ●●部 ○○○○[氏名] 電話番号** (***) ****」</p> <p>又は 有価証券届出書の表紙に記載する「最寄りの連絡場所」、「電話番号」及び「事務連絡者氏名」の 3 点</p>
	第 19 条第 2 項第 4 号関係	<p>新株予約権の割当を受けた株主が権利行使を行った際に、他の新株予約権者の行使状況によっては一時的に保有議決権比率が 10%以上となり主要株主に該当するケースも想定される。ライツ・オフリングにおいては、新株予約権を市場で売却又は買付けない限り株主の保有比率に変動は生じないため、当該株主は行使期間満了日時点において主要株主に該当しなくなる。このような場合に都度の臨時報告書の提出が必要となると、発行会社の事務負担は増加し、投資家の判断にも混乱を来すおそれがあるのではないか。</p> <p>①第 19 条における「異動があった場合」の判断を行使期間満了日において行うこととし、該当する場合に臨時報告書を提出するのが妥当と考えるがよいか。</p> <p>②①の取扱いが認められず、都度の臨時報告書の提出が必要となる場合、当初届出書において、行使期間中に主要株主の異動に係る臨時報告書が提出される可能性がある旨を記載してあれば、訂正届出書の提出は不要とできるか。または、</p> <p>③開示ガイドライン 7-7 ただし書きにより、訂正届出書の提出を行わないこととしてよいか。</p>
	記載上の注意 (12) q (d)	引受人の決定予定時期を記載して届出書を提出し、その後引受人を決定して訂正届出書を提出した場合、効力発生日は 1 営業日を経過した日という理解で良いか。
	記載上の注意	引受人の決定予定時期を記載して届出書を提出し、その後引受人を決定して訂正届出書を提出した場合、引受人が 5%以上引受けを行う場合の保有割

該当府令等	該当箇所	コメント
	(12) q (f)	合の算出時点は引受人の決定に係る訂正届出書提出日の5日前の日という理解でよいか。
	第二号様式、第二号の五様式(記載上の注意)(12)q(b)、第七号様式(記載上の注意)(14)q(b)	「引受けの条件」欄に、「引受けの態様」を記載することとされているが、具体的にはどのような内容を記載することが想定されているのか。例えば「コミットメント契約に基づき、発行会社から取得した新株予約権の全部を行使する。」というような事項となるのか。開示ガイドラインにおいて、例示することをご検討いただきたい。
	第二号様式、第二号の五様式(記載上の注意)(12)q(f)、第七号様式(記載上の注意)(14)q(e)	複数の引受人がある場合において、100分の5超における株券等保有割合の注記等は該当する引受人についてのみ記載すれば足り、該当しない引受シ団参加者についての記載は要しないとの理解で良いか。
	第二号様式、第二号の五様式(12)、第七号様式(14)	様式において、「発行数」「発行価額の総額」等を記載することとなるが、既に新株予約権や新株予約権付社債等の株式に転換できる有価証券を発行している場合、有価証券届出書の提出から株主割当日(株主確定日)までに権利行使される可能性もある。この場合、有価証券届出書に記載された発行数等と実際に割当てられる新株予約権数に相違が生じる可能性があるが、予めその旨を注記することで株主割当日(株主確定日)後に訂正届出書の提出は必要ないと考えてよいか。
	第二号様式、第二号の五様式(記載上の注意)(12)e、第七号様式(記載上の注意)(14)e	募集新株予約権の募集事項における「割当日」(会238①4号)に対応する概念は、新株予約権の株主無償割当については「効力を生ずる日」(会278①3号)と理解するが、当該効力発生日の有価証券届出書における記載は、「割当日」欄ではなく欄外注記となるのか。「割当日」欄に記載するためには、会社法278条第1項第3号に規定する無償割当の効力発生日を記載することについて、記載上の注意における手当てが必要と考える。
発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	第2条の2の2、第7条、第6条、第8条	<p>当該各号の要件に適合する新株予約権無償割当てを受けた株主が、当該新株予約権の権利行使により株券の買付け等を行った場合、当該権利行使直後の株券等所有割合が一時的に直前の割合よりも高くなるが、同条第3号の契約履行(いわゆるコミットメント)が行われることにより、直前の割合に戻るものとなる。</p> <p>本条の規定により新株予約権の行使が公開買付け規制の適用となる場合の株券等所有割合の計算方法は、本条第3号の契約が締結されていることを理由として、分母となる発行済株式数は当該新株予約権が全て行使されたことと見なして計算して良いか。</p> <p>あるいは、当該権利行使直後の株券等所有割合のみをもって、直ちに公開買付け規制に反した買付け等であるとされることはなく、当該新株予約権が全て行使された時点で当該規制の適用を判断することとしてよいか。</p> <p>これらの考え方によらないと、例えば株券等所有割合において、既に3分の1を有する株主等は、他の株主等に割当てられた全部の新株予約権の権利行使が行われない限り、公開買付け規制違反となる懸念があるため、自らの権利行使を行えないことになってしまう。また、大株主の権利行使が遅れることで、他の新株予約権者の行使動向にも影響を与えるおそれがある。</p>
	第2条の2の2、第8条	<p>株主ではない者等が、新株予約権行使期間中に株券を買い増しする場合の分母(総株主等の議決権の数)は、無償割当により発行された新株予約権の全てが行使されたものとして計算して差し支えないか。</p> <p>同様に、株主でない者が市場で新株予約権を取得した場合の計算式の分母も、無償割当により発行された新株予約権の全てが行使されたものとして</p>

該当府令等	該当箇所	コメント
		計算して差し支えないか。
	第2条の2の2第3号、第8条第3項第1号ハ	「締結されていること」とあるが、元引受契約締結予定だが割当日時点では書面を取り交わしが完了していない場合であっても、本特例の適用対象であるという理解で差し支えないか。
	第7条第1項第2号	<p>本号については、新株予約権を取得した日から60日を経過した場合であっても、新たな買付け等を行わない限りは、強制公開買付規制に抵触しないとの理解でよいか。</p> <p>すなわち、法27条の2第1項は株券等につき行う「買付け等」であり、当該買付け等の「後における」株券等所有割合が一定の割合を行う場合について、強制公開買付規制を及ぼすものであるため、新株予約権を取得した日から60日を経過した時点で株券等所有割合が一定の比率を超える場合であっても、新たな「買付け等」を行わない限りは、同項に違反することはないという理解でよいか。</p> <p>なお、本号の適用を受ける法第2条第6項第3号により取得した株券等が、本号イ又はロで定める以後もやむを得ず継続して所有した場合に公開買付規制の適用を受けるのであれば、その場合における令第6条の2第3項の当該買付け等を行う日は、本号イ又はロで定める期間を経過した日という理解でよいか。</p>
	第7条第1項第2号	引受証券会社が当該新株予約権を取得してから60日間経過後の株券等所有割合が5%を超えていたケースにおいては、引け値VWAPなど、顧客のニーズに応じるための自己売買も過度に制限されることになりかねないことから、過去60日間に遡って相対取引（取得）の相手方の人数10名のカウントを行う必要のないようにしていただきたい。
	第7条第1項第2号	<p>本号による株券等所有割合からの除外を、引受証券会社が未行使分の新株予約権を発行体から取得・行使した場合のみでなく、引受証券会社の海外関連会社が引受証券会社から株券等を取得した場合についても適用されるようにしていただきたい。</p> <p>引受証券会社が未行使分の新株予約権に係る株式を海外にて販売する場合、かかる株式を、グループ内の海外関連会社に譲渡した上で、海外の機関投資家に対して販売することが必要となる場合が想定される（自己資本規制との関係で、大量の株式を自己のブックで保有することができず、海外関連会社にブックしなければならない場合もある）。この場合、かかる海外関連会社による引受証券会社からの買付けについては、多くの場合、グループ内取引として、強制公開買付規制の適用が除外されるものの（法第27条の2第1項但書き、政令第6条の2第1項第5号及び第6号）、一定の海外関連会社（例えば、曾祖父母会社の子会社、姪・甥会社の子会社など）については、そのような適用除外が該当しない。</p> <p>しかし、同号の趣旨は、近い将来に処分が予定される取得については、強制公開買付規制を及ぼすことが必ずしも適切ではないことから、株券等所有割合から除外する点にあると考えられるところ、引受証券会社が海外関連会社を通じて処分する場合についても、同様の趣旨が当てはまる。したがって、この場合の海外関連会社による取得についても、株券等所有割合から除外されるべきであり、強制公開買付規制を及ぼすことは妥当ではない。かかる取得について強制公開買付規制が適用されるとすれば、未行使分の新株予約権にかかる株券等の適切な処分が、著しく阻害されることとなり、かかる処分が確保されない限り、引受証券会社のライツ・オフアリングへの参加が阻害され、その結果、発行体としても、ライツ・オフアリングにおける適切な投資家への配分が阻害されることとなる。</p>
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令	第5条第1項第1号	<p>「当該発行者の発行済株式の総数」は、新株予約権者の権利行使状況に応じて変化するが、株券等の保有者は、株券等保有割合の計算にあたり、どの時点の「当該発行者の発行済株式の総数」で計算すべきか。当該無償割当により発行された新株予約権の全てが行使されたものとして計算して差し支えないか。</p> <p>このような計算が認められない場合、もし発行体により行使状況が実務的に可能な限り速やかに公表されたとしても、他の行使が進んでいない状況であれば一時的に大量保有報告の対象となり、コミットメント型であることとの実態に則しない公表内容になると考えられる。</p>

該当府令等	該当箇所	コメント
	第5条	<p>新株予約権を行使しない株主／株主ではない者が、行使期間中に株券を買い増しする場合の分母（発行済株式等総数）については、無償割当により発行された新株予約権の全てが行使されたものとして計算して差し支えないか。</p> <p>また、行使期間中に新株予約権を市場で取得した場合も、無償割当により発行された新株予約権の全てが行使されたものとして計算して差し支えないか。</p>
	第5条	<p>5%ルール的大量保有者提出者が新株予約権の効力発生後行使期間満了日までの間に当該銘柄に係る変更報告書の提出事由が生じた場合は、当該変更報告書に記載すべき内容として、「保有株券等の数」には、当該新株予約権の数は記載を要せず、かつ、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」にも記載を要さないという理解でよいか。</p>
	第5条第1項第1号ハ	<p>「締結されていること」とあるが、元引受契約締結予定だが割当日時点では書面を取り交わしが完了していない場合であっても、本特例の適用対象であるという理解で差し支えないか。</p>
	第2号様式記載上の注意h	<p>短期大量譲渡の譲渡相手方の開示は新株予約権を行使し取得した株券が売出しに該当する場合にのみ例外適用（1%以上の譲渡の相手方の開示）されているが、同hについては、「売出し」のみならず、ブロックトレードによる相対取引の場合も適用されるようにしていただきたい。</p> <p>大口の投資家へのブロックトレードによる売却は、極めて有効な募残の解消方法であるところ、この場合についてまで譲渡の相手方の氏名・数量・単価等を個別に記載しなければならないとすれば、かかる売却の実行に対して重大な支障が生じることとなり、これにより募残の解消方法に制約が生じるとすれば、結局、引受証券会社のライツ・オフリングへの参加が阻害され、その結果、発行体としても、ライツ・オフリングにおける適切な投資家への配分が阻害されることとなる。</p>
	第2号様式記載上の注意h	<p>同hの「売出し」には、海外で行われる「売出し」も含まれるという理解でよいか。</p> <p>海外における売出しであっても、国内における売出し同様、極めて有効な募残の解消方法であるところ、譲渡の相手方の氏名・数量・単価等を個別に記載しなければならないとすれば、かかる売却の実行に対して重大な支障が生じる。この点は、国内で行われる売出しか、海外で行われる売出しかによって異なるものではない。したがって、海外における「売出し」であっても、同hの要件を満たすと考えているが、当該理解でよいか。</p>
金融商品取引業等に関する内閣府令	第72条	<p>金融商品取引業者が、新株予約権の行使の勧誘を行うに当たり、プレスリリースやQ&A等の発行者が作成した資料を使用する場合、これらの資料は金商法上の広告規制の対象になるという理解で差し支えないか。</p>
	第150条第4号	<p>コミットメント型ライツ・オフリングに関し、金融商品取引業等に関する内閣府令第150条第4号が適用され、登録金融機関が顧客に「その旨」の説明を要する時点はいつと考えればよいか。言い換えると、コミットメント型ライツ・オフリングにおける登録金融機関の「有価証券の売買の媒介又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」とはどの時点を指すのか。</p> <p>実務上説明することが不可能である発行者による新株予約権の無償割当の時点でも、新株予約権者が新株予約権を行使する時点でもなく、コミットメントを行った金融商品取引業者が自分自身で新株予約権を行使し保有することとなった株式の購入を登録金融機関を通じ投資者に勧誘する時点と考えてよいか。</p> <p>（理由：ライツ・オフリングにおいては新株予約権の募集が行われ、募集の時点では登録金融機関が関与することはないが、一方で行使後の株式の取得の勧誘を行うこととなるため、投資者への説明の時期が条文上分かり難くなっている。）</p>
	第153条第1項第3号	<p>コミットメント型ライツ・オフリングに関し、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第3号が適用され、金融商品取引業者が顧客又は登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に「その旨」の説明を要する時点はいつと考えればよいか。言い換えると、コミットメント型ライツ・オフリングにおける金融商品取引業者が「当該有価証券を売却」する時点若しくは金融商品取引業者が登録金融機関又は金融商品仲介業者に「有価証券の売買の媒介又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」を行わせる時点とはどの時点を指すのか。</p> <p>実務上説明することが不可能である発行者による新株予約権の無償割当の時点でも、新株予約権者が新株予約権を行使する時点でもなく、コミットメントを行った金融商品取引業者が自分自身で新株予約権を行使し保有することとなった株式の購入を投資者に対し勧誘する時点、又は登録金融機関</p>

該当府令等	該当箇所	コメント
		<p>若しくは金融商品仲介業者に行使後の株式の購入を投資者に対し勧誘させる時点と考えると良いか。</p> <p>(理由：ライツ・オフリングにおいては新株予約権の募集が行われ、募集の時点では金融商品取引業者が関与することはないが、一方で行使後の株式の取得の勧誘を行う又は登録金融機関等に勧誘を行わせることとなるため、投資者又は登録金融機関等への説明の時期が条文上分かり難くなっている。)</p> <p>なお、コミットメントを行った金融商品取引業者が新株予約権の行使により取得した有価証券(株券)を顧客に売却した際、その手取金が発行者の債務の弁済に当てられることは、ケースとして起こりえないのではないか。</p>
	第153条第1項第3号	<p>親法人等・子法人等に対する借入金弁済の説明に関し、引受証券会社による行使株券の転売する場合も含まれることとなるが、当該ポジションの転売は、当該ポジションの残が残っている限り、説明を要するということか。また、相対による転売、トストネット等の立会外取引による転売、いずれの場合も説明を要するのか。</p> <p>上記解釈のとおり説明を要する場合であっても、当該行使株券と別の自己ポジションで同一銘柄のポジション残を有する場合(当該自己ポジション(ブック)には行使株券は含まれないと仮定。更に行使株券に関しては他のポジションと混同しないような区分管理措置を講じることを前提。)、当該自己ポジションを相対またはトストネット等の立会外取引により転売する場合は説明不要と理解しているがその理解で正しいか。</p> <p>なお、コミットメントを行った金融商品取引業者が新株予約権の行使により取得した有価証券(株券)を顧客に売却した際、その手取金が発行者の債務の弁済に当てられることは、ケースとして起こりえないのではないか。</p>
	第153条第1項第4号、第6号	<p>6ヶ月親子販売規制の趣旨は「募残等を親法人等が買い取ることで、本来証券会社が負うべきリスクを親法人等へ転嫁し、安易な引受けが行われ、市場での価格形成を歪めること」を防ぐことにあると理解しており、現行、市場の価格規制の虞のない事項としてブックビルディング方式による場合等が適用除外となっている。ライツオフリングの場合も通常価格形成を歪めることは考え難いため、適用除外に追加していただきたい。</p> <p>具体的には、ライツオフリングにおける行使株券の転売に際しては、通常、売出しに該当しない取引の一つとして規定されるブロックトレード取引(施行令1条の7の3第4号。「公正な価格形成及び流通の円滑化を図るために行うものであって、取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を基礎として取引状況を勘案して適正な価格で行うもの」として行うことが想定される)とすることで、この場合には価格の適正性は担保されるといえる。また、トストネット等の立会外取引の場合は、取引所の規則に基づき一定の価格の範囲内でのみ取引を行なうことができず、価格の公正性は担保されている。したがって、施行令1条の7の3第4号に該当する場合や、トストネット等の立会外取引の場合は6ヶ月親子販売規制の適用除外取引として認めて欲しい。</p>
	第153条第1項第5号、第6号	<p>本規制の対象となる有価証券は「新株予約権を行使することにより取得する有価証券」なので、新株予約権証券の売却は、本規制の対象外であるという理解で差し支えないか。</p>
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	第24条	<p>証券会社が引き受けた新株予約権を行使することにより取得した株式は、「有価証券の引受け・・・を行う業務により取得した株式」(金商法163条・取引府令24条2号)に該当し、当該株式については「主要株主」における議決権に換算しないという理解でよいか。(また、当該理解で正しい場合、TOB規制、大量保有報告規制と異なり期間制限はないため、当該株式については一切換算しないという取扱いでよいか。)</p> <p>もし、合算するのであれば、利益返還規定(金商法164条)やインサイダー取引規制(主要株主の異動)が生じることとなり、実質的に行使株券を転売できない可能性が生じる。</p> <p>また、新株予約権の割当を受けた株主が権利行使を行った際に、他の新株予約権者の行使状況によっては一時的に保有議決権比率が10%以上となり主要株主に該当するケースも想定される。ライツ・オフリングにおいては、新株予約権を市場で売却又は買付けない限り株主の保有比率に変動は生じないため、当該株主は行使期間満了日時点において主要株主に該当しなくなる。</p> <p>例えば、第24条において、行使期間満了日までの間においては、割当により取得した新株予約権の行使に係る議決権を保有割合から除外することはできないか。</p>
	第59条、第63条	<p>「法第百六十六条第四項に定める公表の措置に準じ」とは具体的にはどのような公表措置が必要なのか。取引府令59条1項12号等における「令第三十条に定める公表の措置に準じ」とは別の概念なのか。</p>

該当府令等	該当箇所	コメント
	第59条第13号ロ	<p>本号ロは、未行使の新株予約権を取得した発行体が、引受証券会社に新株予約権を売却する場合に、発行体に対してのみ適用されるのではなく、引受証券会社に対しても適用される、との理解でよいか。</p> <p>ライツ・オファリングの円滑の実行の観点からは、重要事実を知る前に発行会社と引受証券会社との間において元引受契約が締結されている場合には、発行体による売却のみならず、引受証券会社による新株予約権の取得に対してもインサイダー取引規制を除外すべきところ、本号による除外規定については、発行体にのみ適用されるようにも読めるため、適用範囲を明らかにされたい。また、仮に本号ロが引受証券会社に適用されないとしても、引受証券会社は、同項1号に基づき、重要事実を知る前に締結された契約の履行として売買等をする場合として、インサイダー取引規制の適用が除外されるとの理解でよいか。</p>
	第63条第13号	<p>本号の適用対象者を当該発行者に加え、イ、ロに掲げる取引の相手方にも適用するよう修正いただきたい。</p> <p>本号では、発行会社が法第167条に定める未公表のインサイダー情報を知った場合であっても、新株予約権の取得条項による取得及び引受契約に基づく引受金商業者への新株予約権処分譲渡を行えるよう手当てされている。しかしながら、法第167条に係るインサイダー情報は、発行会社が知らず、本号イ、ロにおける取引の相手方のみが知っている場合も想定しうるところである。この場合であっても、当該インサイダー情報を知ったものがイ、ロに定める取引を行いうるとすることが、当該改正の趣旨に沿うものとする。</p>

・企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（案）

該当箇所	コメント
7-7 本文	「申込みが確定するときまで」とは、ライツ・オファリングにおいては新株予約権の行使期間最終日との理解でよいか。実務上の混乱が生じないよう、明記された方がよいと考える。
7-7③	追加文言「 <u>（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の…）</u> 」の「 <u>場合であって、</u> 」の後に「 <u>当該監査証明の予定時期並びに</u> 」を挿入すべきではないか。（⑤⑦⑩⑫との平仄）
7-7⑩	追加文言「 <u>（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の監査証明の…）</u> 」の「 <u>事業年度の</u> 」は削除してよいのではないか。（⑤⑦⑩及び上記コメントとの平仄）
7-7	7-7により有価証券届出書に記載する「公表の予定時期」、「監査証明の予定時期」、有価証券報告書等の「提出予定時期」の表示は、「〇月〇日に公表予定」と日付を明示する必要があるか。「〇月〇日頃に公表予定」としてもよいか。また、届出後に公表予定日が変更となった場合でも、「予定」としての開示であり訂正届出書の提出は不要と考えてよいか。
7-7	<p>発行登録書の提出により、法第4条を準用する場合において、今回設けられた除外規定の適用を受ける為の記載は、発行登録追補書類に記載することで良いか確認したい。</p> <p>また、平成22年4月21日付公表の「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントに係るコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方項番8において、「新株予約権証券についての投資判断は、形式的な新株予約権証券の割当てではなく、割当てを受けた新株予約権を行使し、払込金を払い込む際に行われるものと考えられることから、訂正届出書の提出事由となり得る事由が生じた場合には、実質的な投資判断を正確に行うために必要となる重要な情報を提供するとの法の趣旨に基づき、訂正届出書の提出は必要であると考えられる」とされているが、本改正案についても、この点における考え方について変更はないとの理解でよいか確認させていただきたい。また、上記の前提において、発行登録書の提出後効力が発生し、発行登録追補書類を提出した以降に自発的な訂正事項が発生した場合は、訂正発行登録書を提出する必要があるかを確認させていただきたい。</p>
7-7	<p>有価証券届出書の効力発生後に継続開示書類を提出した場合の、虚偽記載等の責任の所在について明確にされたい。</p> <p>有価証券届出書の効力発生後、訂正届出書の訂正を伴わずに継続開示書類が提出された場合、現行案であると、形式的には、当該継続開示書類は有価証券届出書の一部を構成することとならないと考えられるが、この場合について、発行体・引受人等は、虚偽記載等（記載すべき重要な事項の欠落）にかかる責任（法第18条、21条など）</p>

該当箇所	コメント
	を負わないという理解でよいか。継続開示書類が提出された場合に、有価証券届出書に「記載すべき重要な事項の欠落」があると考えたとすると、結局は、当該責任が生じることを回避するため、当該継続開示書類を参照書類とする訂正届出書を提出せざるを得ず、改正の趣旨が損なわれることとなる。 他方、当該継続開示書類が有価証券届出書の一部を構成とした場合、当該継続開示書類の記載内容につき引受人等が責任を負うとすれば、引受人は有価証券届出書提出時点において確認することができない書類について責任を負うこととなるため、引受審査・引受契約の内容に影響を及ぼすこととなる。したがって、いずれにせよ、取り扱いを明確にされたい。

・ その他確認・要望

該当箇所	コメント
金商法平成 23 年度改正に係る第 13 条第 1 項ただし書きの括弧書き及び開示府令改正案第 11 条の 5	ライツ・オファリングにおける一定要件を満たした場合の目論見書交付の不要について、発行登録書および追補書類の提出による場合も含めて欲しい。

○ 英文開示の範囲拡大

・ 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（案）

該当府令等	該当箇所	コメント
企業内容等の開示に関する内閣府令 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	第 9 条の 7 第 6 条の 5	補足書類はあくまでも要約の日本語による翻訳文であり、原文である英語と併せて全体で「虚偽記載、記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載の欠如」が判断されるものとの理解で良いか。
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	第 6 条の 5 第 2 項第 2 号、第 14 条の 3 第 2 項第 2 号	発行者が国際機関・政府関係機関等の場合の「経理の状況」の要約の日本語による翻訳文について、外国会社の場合の「主要な経営指標等の推移」の要約の日本語による翻訳文作成と同程度のものが認められるよう要望する。

○ その他

・ 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（案）

該当府令等	該当箇所	コメント
企業内容等の開示に関する内閣府令	第 9 条	「法 23 条の 12 第 7 項（発行登録の場合）」が追加されているが、新規公開時には発行登録書は提出出来ないため、「法 23 条の 12 第 7 項の場合は、本条(9 条)7 号及び 8 号の場合は除く」とすべきではないか。
	第 14 条の 3	現行規制上は、同一の種類の有価証券であっても、募集と売出しで別々に発行登録書を提出する必要があるが、株券の募集に際してオーバーアロットメントによる売出しを行う場合は、当該売出しに関する事項を募集に係る目論見書に記載するために、当該事項を当該募集に係る訂正発行登録書の「その他記載事項」記載して差し支えないか。
	第 14 条の 13	法 23 条の 12 第 7 項における「発行価格等を記載した発行登録追補書類を提出し、目論見書の交付が免除される」場合において、発行登録追補目論見書の特記事項とされている事項（開示府令 14 条の 13 第 1 項第 3 号）はあらかじめ交付する書類に記載する必要があると思われる。については、当該事項を訂正発行登録目論見書に記載した場合には、発行登録追補目論見書に記載すべき事項から除外していただきたい。

・企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（案）

該当箇所	コメント
A-1-9-2 B-7-2、B-13-1	発行登録制度を利用した株式の募集又は売出しに対応できるよう、A-1-9-2 に発行登録追補書類提出の場合、B-7-2 及びB-13-1 に発行登録書・訂正発行登録書の場合、の規定を追加（又は準用）して頂きたい。

以 上